⑶　東海農政局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている者のうち、「土木一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　東海農政局における「土木一式工事」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。

なお、上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　施工実績

①　平成18年度から令和２年度（過去15年度間）において、元請として契約締結し完成・引渡しまでが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

共同企業体にあっては、構成員のすべての社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

なお、共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

②　同種工事とは、「密閉型シールドトンネル」を施工実績とし、規模は問わないものとする。

ただし、完成した農林水産省（沖縄総合事務局農林水産部所掌のものを含む。）発注工事の工事成績評定の評定点が65点未満のものを除く。

⑺　配置予定技術者

①　配置予定技術者の専任　配置予定技術者を専任で配置することが必要となる工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによる。なお、専任期間の取扱いについては、以下のとおり。

ア　現場作業については、専任を義務付ける。

ただし、請負契約が締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの間。）及び契約工期内であっても工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間は、専任を義務付けない。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（合格通知書における日付。）とする。

イ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間は、専任を義務付けない。

②　配置予定技術者の配置　配置予定技術者は、下請合計金額が40百万円以上の場合は監理技術者、40百万円未満の場合は主任技術者を配置すること。

特定建設工事共同企業体については、構成員のうち１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

③　配置予定技術者の資格　１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に配置できること。ここで同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定める者のうち、１級土木施工管理技士以外の者とする。

④　配置予定技術者の施工経験　上記⑹に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体にあっては、構成員のすべての社の各々１人の監理技術者又は主任技術者が同種工事の施工経験を有すること。また、共同企業体としての施工経験は、出資比率が20％以上のものについて認める。

施工経験とは、契約工期の全期間に従事していることを原則とする。ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、現場施工期間の３分の２以上又は１年以上の期間に従事したことが確認できること。

現場施工期間とは、契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

⑤　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　入札参加を希望する建設業者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑻　技術提案に係わる技術的所見が適正であること。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年９月１日付け15海総第456号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下この項において同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　次に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　企業評価

③　技術提案

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、ヒアリング等により、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」として与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目②及び③について評価した結果から得られた評価点の合計値に、加算点の最高点50点を評価点の合計の最高点52点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝評価点の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の合計の最高点52点）

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型のうち施工体制確認型の試行）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。